

副業・兼業人材活用助成金

Q&A集

令和4年4月1日

Q 1 既に副業・兼業人材を活用しているが、過去に民間人材紹介事業者に支払った手数料や補助事業者が負担した交通費・宿泊費も補助金の対象となりますか。

A 1 補助対象にはなりません。副業・兼業人材が就業又は委託業務を開始する日の前日までに交付申請書を提出し、宮城県から交付決定を受けなければなりません。

Q 2 副業・兼業人材は、補助事業者の事業所等に直接赴いて業務に従事する必要がありますか。

A 2 補助事業者の事業所等に直接赴いて業務に従事する必要はありません。ただし、交通費・宿泊費の補助は、実際に補助事業者の県内の事業所に赴いて業務に従事する場合のみ対象となります。

Q 3 手数料のみの申請、又は交通費・宿泊費のみの申請はできますか。

A 3 手数料のみの申請、又は交通費・宿泊費のみの申請も受け付けています。

Q 4 支出を確認できる書類を紛失した場合、補助金の支給対象となりますか。

A 4 支出が確認できないため、理由の如何を問わず当該部分については支給できません。

Q 5 実績額が交付決定額を超過した場合は、実績額を支給いただけますか。

A 5 交付決定額を上限として支給します。

Q 6 交通費で認められる範囲はどこまででしょうか。

A 6 公共交通機関を利用した合理的な経路及び経済的な利用料金である場合に限りま
す。鉄道のグリーン料金、グランクラス料金は対象外とします。

Q 7 領収書に消費税込みの金額しか記載されていない場合の消費税及び地方消費税を除いた金額はどのように記載すればいいでしょうか。

A 7 税込み金額÷1.1で計算し、1円未満の端数は切り捨てた金額を記載願います。

Q 8 職業紹介事業者はどこを利用しても構いませんか。

A 8 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条に規定する有料職業紹介事業者であれば構いません。以下の厚生労働省のホームページを参照下さい。

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/GICB101010.do?action=initDisp&screenId=GICB101010>

厚生労働省職業安定局「人材サービス総合サイト」

Q 9 当社にどのような副業・兼業人材が必要で、何をして良いか分からない。相談できる場所はありますか。

A 9 本県においては、地域企業の成長戦略の実行・実現のために必要とする人材像を明確化するとともに、民間人材ビジネス事業者を活用しながら、必要な人材の獲得に向けた調整を行う事業を行っておりますので、まずはこちらの事業の拠点（宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点）へご相談ください。

<https://miyagi-projinzai.jp/>

宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点サイト（宮城県委託事業）

Q10 交付申請の際提出する副業・兼業人材の住民票は、取得した住民票をコピーしたものでよいですか。

A10 コピーでも構いません。

ただし、住民票は発行されてから3か月以内のものに限ります。

Q11 事業完了後に必要な手続きはありますか。

A11 事業終了後に、別記様式第7号により事業の実績を報告していただきます。

報告をいただいた後に、事業及び経費の内容等を確認する検査を行いますので、有料職業紹介事業者と取り交わした契約等の詳細が確認できる書類や勤務日報等を保管・整理しておいてください。事業の関係書類は、事業完了年度から5年間保存してください。

【他の補助金等との併給】

Q12 他に国の補助金も併せて申請していますが、両方受給することは可能ですか。

A12 補助対象経費に対し、国や他の自治体等から補助金・助成金等の交付を受けている場合は、本事業に申請できません。

なお、本補助金の交付決定後に他の補助金を受給している事実が判明した場合は、その決定を遡って取り消すとともに、既に本補助金が支給されている場合は、その全額を返還していただきます。

Q13 本補助金は令和5年度以降も実施しますか。

A13 未定です。現段階では令和4年度限りとなっています。